

目標設定型排出量取引制度に係る超過削減量売却に関する公告

埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る埼玉県企業局の超過削減量の売却を下記のとおり行うので公告する。

令和3年11月25日

埼玉県公営企業管理者 北島 通次

記

1 案件の内容

(1) 案件名称及び売却数量

埼玉県企業局「目標設定型排出量取引に係る超過削減量」の売却
46,770t-CO₂

(2) 超過削減量の仕様

埼玉県の温暖化対策推進条例に基づく目標設定型排出量取引制度の対象となっている大規模事業所で、削減目標の未達成が見込まれる大規模事業所が、目標を達成するために削減不足量に充当することができる、第一計画期間にて得られた「超過削減量」

(3) 申込参加資格

- ①超過削減量の充当が可能な埼玉県又は東京都が発行した一般管理口座開設通知書の写しを提出できる者。
- ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ③埼玉県公営企業財務規程（昭和39年公営企業管理規程第5号）第120条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされたものでないこと。
- ④本件の購入申込受付開始日から契約までの期間に企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑤本件の購入申込受付開始日から契約までの期間に、埼玉県企業局の契約にかかる暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 取引方法

本案件に係る取引は、以下の手順により実施する。

①購入申込

超過削減量の購入を希望する者は、超過削減量購入申込書（様式第1号）に、購入単価（円/t-CO₂）、購入希望量（t-CO₂）など必要事項を記入して提出する。ただし、申込単位は10t-CO₂とし、最低購入単価は100円/t-CO₂とする。

※超過削減量購入申込書（様式第1号）に記入する購入単価は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

②購入候補者の選定

- ・超過削減量購入申込書（様式第1号）を提出した者（以下「購入申込者」という。）のうち、購入単価が最も高い者を第一購入候補者として選定する。
- ・売却数量から、第一購入候補者の購入量を差し引いて、なお売却残量がある場合は、他の購入申込者で、購入単価が最も高い者を第二購入候補者として選定する。
- ・以下、購入申込者の購入希望量が売却残量を上回るまで、同様の手順で購入単価の高い者から順番に購入候補者を選定していく。
- ・上記までの手順で購入候補者を選定した結果、最後に購入候補者となった者の購入希望量が売却残量を上回っている場合、売り主である埼玉県企業局から当該購入希望者へ売却残量の範囲で購入する意思を確認する。購入候補者は購入の意思が無い場合、超過削減量購入辞退届（様式第2号）を提出する。当該購入候補者が超過削減量購入辞退届を提出したときは再度上記手順により候補者を選定していく。
- ・同じ購入単価を提示した購入申込者が複数あり、かつその購入申込者の購入希望量合計が売却残量を超える場合は購入希望量が多い購入申込者を購入候補者として選定する。購入希望量も同じ場合はくじにより購入候補者を決定する。

③契約の締結

超過削減量に移すことが可能な口座を持っていると確認できた購入候補者については、購入者として決定し随意契約により契約を締結する。

④納入通知書の発行

契約締結後、埼玉県企業局から購入者に納入通知書を発行する。

⑤購入代金の納付

購入者は、購入代金を納付する。ただし、購入代金は購入単価に購入量を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（1円未満は切り捨てる。）とする。

購入代金納付後、納入通知書兼領収書を電子メール又はファクシミリにて送付する。

⑥振替可能削減量の振替等の申請

購入代金の納付確認後、埼玉県企業局が申請し、購入者に申請書の写しを提供する。

⑦振替通知書の写しの提供

企業局は、振替通知書の写しを購入者に提供する。

2 本案件に関する質問及び回答

- (1) 本案件に関する質問がある場合は、次のとおり、電子メール又はファクシミリにより、質問票（様式第3号）を提出し電話にて連絡すること。なお購入希望者に共通する質問はホームページにて回答するため、質問票の質問事項には特定の企業名や個人名を記入しないこと。

ア 受付期間

令和3年11月25日（木）午前10時から令和3年12月1日（水）午後5時まで

イ 受付場所

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-14-21 職員会館 2F

埼玉県企業局 総務課 総務・調整担当 五十嵐

電話 048-830-7015

FAX 048-822-9609

メール a7010-02@pref.saitama.lg.jp

- (2) 質問者には個別に回答するとともに、購入希望者に共通する質問に対する回答は令和3年12月6日(月)午前11時頃に、企業局総務課ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/c1301/90a00-kankyo/haisyutsuryo.html>)に掲載する。

3 超過削減量購入申込書の提出方法及び開封場所等

購入希望者は、次のとおり、提出書類を電子メール又はファクシミリにより提出し電話にて連絡すること。

(1) 超過削減量購入申込書の受付期間

令和3年11月25日(木)午前10時から令和3年12月9日(木)午後4時まで

(2) 提出先

2(1)イの受付場所

(3) 提出書類

①超過削減量購入申込書(様式第1号)

任意の3ケタのくじ入力番号を購入申込書に記載すること。くじ入力番号の記載が無い申込書を提出した者は、くじによる決定を行うこととなった場合には購入申込が無効となる。

②一般管理口座開設通知書の写し

注：提出された書類は返却しない。

(4) 開封日時 令和3年12月9日(木)午後4時10分

(5) 購入の辞退

購入申込者が辞退する場合は、開封時刻までに電子メール又はファクシミリにて超過削減量購入辞退届(様式2号)を提出し電話にて連絡をすること。

また、購入候補者となった事業所の購入希望量が売却残量を上回っている場合に、辞退する場合は、12月15日(水)までに超過削減量購入辞退届(様式第2号)を電子メール又はファクシミリにより提出し電話にて連絡をすること。

上記以外で開封後の辞退はできないものとする。

4 選定結果の通知及び公表

超過削減量の契約結果は、契約締結後にホームページに掲示して公表する。公表内容は契約案件毎の購入数量と購入単価とし、購入者の名称は公表しない。また購入希望者に個別に電話連絡するとともに通知する。